

共愛学園前橋国際大学短期大学部 公益通報者保護規程

(目的)

第1条 この規定は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報及び相談の適正な処理の仕組みに関する必要事項を定めることにより、共愛学園前橋国際大学短期大学部（以下「本学」という）における不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報者又は相談者（以下「通報者等」という）を保護することを目的とする。

2 この規定に定めのある場合のほか、本学における公益通報者保護に関する取扱いについては、公益通報者保護法の定めるところによる。

(窓口)

第2条 通報者等からの通知又は相談（以下「通報等」）を受け付ける窓口は事務長とする。ただし、学生及び科目等履修生等にあつては学生課窓口、学生相談室等を通じて窓口に通報することができるものとする。

2 通報内容が明らかに法令違反行為に該当しないと窓口が判断した場合、学長への報告に留めることができる。

(通報の方法及び通報者等)

第3条 窓口を利用できる通報者等は、次の各号に掲げるものとし、その利用方法は、電話、電子メール、Fax、書面又は面会とする。

- 1 本学の職員及びその退職者
- 2 本学に勤務する派遣労働者
- 3 本学の取引業者の労働者
- 4 本学の学生及び科目等履修生等

(調査)

第4条 通報された事項に関する事実関係の調査は、通報された事項に関する法令等に最も関連の深い業務を所掌するとして学長が指定する課、専攻、委員会等（以下「調査部局」という）の長が行う。

- 2 調査部局の長は、調査する内容によって調査委員会を設置することができる。
- 3 その他の職員は必要に応じ調査に参加することができる。

(協力義務)

第5条 各課等の長及び職員は、通報された内容の事実関係の調査に際して、調査部局の長から協力を求められた場合は、協力しなければならない。

(是正措置)

第6条 調査部局の長は、調査の結果について事務長を通じて、速やかに学長へ報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告により、不正が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(懲戒処分等)

第7条 学長は、前条第1項の報告により、不正が明らかになった場合は、当該不正行為に関与した職員に対し、就業規則に基づき、必要な処分を行うことができる。

(通報者等の保護)

第8条 学長及び関係部局の長は、通報者が通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも被ることのないよう、必要な措置を講ずるとともに、通報者等の職場環境又は修学環境の保全に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 関係職員は、通報された内容及び調査結果で得られた個人情報については、その保護に努めるとともに正当な理由なくして開示してはならない。

(通知及び公表)

第 10 条 学長は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（不正行為を行った又は行おうとしている者）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

2 学長は通報対象事実及び是正措置に関し必要と認められる場合は、適宜公表するものとする。

(不正を目的とする通報)

第 11 条 公益通報をする者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

(関係者の排除)

第 12 条 学長は、被通報者を当該通報者に係る事案の処理に関与させてはならない。

(通報等を受けた者の責務)

第 13 条 通報等を受けた者は、この規定に沿って、誠実に対応しなければならない。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

この規定は 2021 年 4 月 1 日から施行する。